



島根県報

平成25年1月4日（金）

第2,458号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

都市計画事業の認可

（都 市 計 画 課） 2

【公 告】

都市計画の変更案の縦覧

（都 市 計 画 課） 2

【特定調達公告】

テクノアークしまね電話交換システムの調達に係る一般競争入札の実施

（産 業 振 興 課） 2

告 示**島根県告示第1号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成16年島根県告示第176号出雲都市計画道路事業3・4・19号医大前新町線

3 事業施行期間

平成16年2月20日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成25年1月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市上乃木三丁目から九丁目まで、大庭町、古志原一丁目から六丁目まで、雑賀町、幸町、栄町、袖師町、豎町、田和山町、竹矢町、津田町、西津田一丁目から七丁目まで及び十丁目、西嫁島一丁目から三丁目まで、乃木福富町、乃白町、浜乃木町、浜乃木一丁目から七丁目まで、東津田町、馬湯町、矢田町、山代町、八幡町、横浜町、嫁島町、東出雲町出雲郷、東出雲町今宮、東出雲町揖屋並びに東出雲町下意東

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、松江市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年1月7日から同月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 1 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

テクノアークしまね電話交換システム 一式

(2) 調達する物品等の仕様書等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年 3 月29日

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町 1 番地 テクノアークしまね

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」中、中分類「(5) 電気通信機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(5) 島根県松江市内に本社、支社、支店、営業所等の保守拠点を有すること。

(6) 400回線以上の I P 電話交換システムの納入・設置実績があること。

(7) (1)から(6)までの全てを満たす者であって、平成25年 2 月 6 日（水）午後 5 時15分までに応札仕様書を 3 (1)へ提出し（郵送可）、入札開始までに参加の承認を得た者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県商工労働部産業振興課総務企画グループ

電話 0852-22-6221 F A X 0852-22-6080

(2) 入札説明書の交付期間

平成25年 1 月 4 日（金）から同月30日（水）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号、F A X 番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年2月15日（金）午後2時から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第3会議室

郵送にて入札書を提出する場合は、書留又はそれに準ずる信書便にて同日正午までに必着とする。その場合、入札説明書と一緒に交付する「入札書に関する注意事項」記載の要領で入札書を封筒に入れ封印し、外封筒に『平成25年2月15日開札「テクノアークしまね電話交換システム」入札書在中』の旨を朱書きし、(1)へ送付すること。

4 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 入札保証金

本入札において入札書に記載する金額に当該金額の100分の5を加算した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

落札者となった場合、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 契約書の作成の要否

要する。

11 その他

詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Name and quantity of products required : " Private Automatic Branch Exchange of 'Techno-Arc SHIMANE' "

1 set

(2) Date and time of tender : 2 : 00 p.m. 15 February 2013

(Deadline for submission of tender documents by registered mail : Noon of 15 February 2013)

(3) Division in charge : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane

Prefectural Government

1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken. 690-8501 JAPAN

Tel : 0852-22-6221 Fax : 0852-22-6080